

3. 改正の内容

3.1 掘削やぐらに関する設計要件

- (1) 上記 MODU コードの要件は、鋼船規則 P 編 9.4.2 に規定されており、この要件を受ける形で、鋼船規則検査要領 P 編 P9.4.2 に掘削やぐらに関する設計要件を規定した。
- (2) 現状、掘削やぐらの多くが American Petroleum Institute の基準 (API Specification 4F: Specification for Drilling and Well Serving Structures) に基づいていることから、これに倣って掘削やぐらの設計及び製作は、原則として、API Spec4F による旨規定した。
- (3) 掘削やぐらは、高い組み立て精度が求められ、ボルト接合が用いられる場合が多いことから、ボルト接合に関する要件を規定した。
- (4) 通常、掘削やぐら、掘削用機器等は、それらを適当な高さに設置し、重量を支持するサブストラクチャ上に設置される。掘削やぐらに働く荷重は、サブストラクチャを介して船体構造に伝達されるため、掘削やぐら、掘削用甲板に加え、掘削やぐら等の支持構造及びサブストラクチャに対して構造解析を求めることとした。

3.2 掘削やぐらに関する検査要件

- (1) 掘削やぐらに関する検査要件を海洋構造物等の検査要件が規定されている鋼船規則 B 編 12 章に規定した。
- (2) 登録検査時の提出図面に関する要件を鋼船規則 B 編 12 章 12.2.2-1. (1) (p) に規定するとともに詳細要件を検査要領に規定した。
- (3) 登録検査時の検査の立会いの時期は、掘削やぐら及び掘削やぐらの支持構造を含むサブストラクチャの各部が完成した時並びに掘削やぐら及びサブストラクチャを搭載する時とし、具体的な検査項目としては、溶接部及びボルト接合部を含む掘削やぐらの外観検査、主構造部材の溶接継ぎ手に対する非破壊検査及び掘削やぐらは設置精度が求められる構造物であることから、設計上の位置に搭載されていることを確認することとした。
- (4) 定期的検査については、主に掘削やぐら、サブストラクチャ及びそれらと船体との取り付け部の現状検査とした。
- (5) 掘削やぐらによっては取り外し可能なものがある。掘削やぐらとサブストラクチャ及び船体との取り付け部は、構造上重要な箇所であるため、そのような形式の掘削やぐらに対して、掘削やぐらを船舶から取り外した時及び再搭載する時には臨時検査を行う旨鋼船規則検査要領 B 編 12 章 B12.1.2 に規定した。

16. 鋼船規則 B 編, P 編, PS 編, 安全設備規則, 通信設備規則, 居住衛生設備規則及び揚貨設備規則並びに関連検査要領における改正点の解説 (2009 MODU コード)

1. はじめに

2011 年 6 月 30 日付一部改正により改正されている鋼船規則 B 編, P 編, PS 編, 安全設備規則, 通信設備規則, 居住衛生設備規則及び揚貨設備規則並びに関連検査要領中, 2009 MODU コードに関する事項について, その内容を解説する。なお, 本改正は, 2012 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用されている。

2. 改正の背景

海底資源掘削船 (Mobile Offshore Drilling Unit) に関する国際基準としては, IMO の前身である政府間海事協議機関 (Inter-governmental Maritime Consultative Organization) が策定したコード “Code for the Construction and Equipment of Mobile Offshore Drilling Units (MODU コード)” がある。当該コードは, 1979 年 11 月に決議 A.414 (XI) として採択され, 1982 年 1 月に発効し

ている。

本会は, 海底資源掘削船に関する基準として, MODU コードの発行に先立ち, 1978 年に英文規則を制定している。一方, 当時の運輸省は, MODU コードを取入れ 1981 年末に「海底資源掘削船等特殊基準」(舶査第 360 号) を制定しており, 本会においては, 当該基準に基づいて MODU コードの取入れを行っている。

その後, IMO において MODU コードの全面的な見直しが行われ, 1989 年に採択された決議 A.649 (16) によって MODU コードの改正が行われた。(日本海事協会誌 No.228, 1994 (III) 参照)

MODU コードは, 1989 年以降, 大きな改正等はいなかったことから, 第 86 回海上安全委員会 (MSC86) での勧告を受けて, 最新の SOLAS 条約等の要件及び国際民間航空機関 (ICAO) のヘリコプタ施設に関する基準等が取入れられ, 2009 年 12 月に開催された IMO 第 26 回総会において, 2009 MODU コード (決議 A.1023 (26)) が採択された。

MODU コードは非強制的のコードであることから、本会においては前述の海底資源掘削船特殊基準及び MODU コードを参考にして規定された IACS 統一基準 D シリーズに基づいて要件を規定していたが、MODU コードは、昨今では海底資源掘削船に対する基準として、国際的に広く認知されたコードであり、海底資源掘削船は、MODU コードに適合させることが一般的となってきたことから、このたび 2009 MODU コードを全面的に船級要件として本会規則へ取入れることとした。

3. 鋼船規則 P 編の改正内容

主な改正内容は以下のとおり。

1 章 通則

- (1) 船籍国及び沿岸国の国内法規等 (2009 MODU コード 1.2.2)

P 編の適用を受ける船舶はすべて船籍国及び沿岸国の国内法規等にも別途注意を払う必要があることを明記した。

- (2) 操船資料

2009 MODU コードを参考に用語を操船資料からオペレーションマニュアルに改め、1 章に規定されていた操船資料に関する要件を削り、オペレーションマニュアルに関する要件を今回新たに規定した「17 章 作業に関する規定」に設けた。

- (3) 定義関係 (2009 MODU コード 1.3 及び 13.2)

「ガス密扉」、「正常な稼動状態及び居住状態」及び「作業区域」等の定義並びにヘリコプタ甲板に関する定義を規則 P 編 1.2 に規定した。

- (4) 船級符号への付記

今回、MODU コードを船級要件として全面的に取入れたことにより、P 編及び関連規定に適合した海底資源掘削船は 2009 MODU コードに適合していることとなることから、船級符号に「MODU」を付記する旨 P 編検査要領 1.1.5 に規定した。また、付記は船舶の形式がわかるものとした。(例えば、甲板昇降型の場合、Mobile Offshore Drilling Unit/Self-Elevating Drilling Unit (略号 MODU/SEDU))

2 章 材料及び溶接

- (1) 稼動海域における温度条件を考慮した材料 (2009 MODU コード 2.10.1)

船体構造用材料は稼動海域における温度条件に適した鋼又はその他の材料とするよう規則 P 編 2.1.1-1 に規定した。なお、具体的な鋼材の使用区分については、規則 P 編 2.2 に規定している。

- (2) 危険物質の最小化 (2009 MODU コード 2.10.2)

船体構造に使用される危険物質を最小とし、危険物質のリサイクル及び除去が容易となるように配慮するよ

う規則 P 編 2.1.1-6 に規定した。また、危険物質の最小化については、IMO のシップリサイクリングに関するガイドライン (決議 A.962 (23)) を参照するよう検査要領 P 編 P2.1.1 に規定した。

4 章 復原性

- (1) 異常荷重状態に対する規定 (2009 MODU コード 3.2.2 及び 3.3.2)

異常荷重状態において船舶の状態を変更できる船舶に対し、操船資料に船舶の状態を変更する方法の記載を求めるこれまでの規定に加え、船舶の状態を変更するために要する時間をオペレーションマニュアルへ記載しなければならないこと及び原則として固形消耗品やその他の積載物の放棄又は再配置を行うことなく異常荷重状態に耐えることができない旨規則 P 編 4.1.3-3 に規定した。

- (2) 非損傷時復原性基準 (2009 MODU コード 3.2.1)

船舶の状態を変更できる船舶にあっては、変更後の船舶の状態の方が傾斜モーメントが厳しくなる場合があることから、必要に応じて、変更後の船舶の状態に対する風による傾斜モーメント曲線を用意しなければならない旨規則 P 編 4.2.1-4 に規定した。

- (3) 損傷時復原性基準 (2009 MODU コード 3.4.1-2)

従前の規定では、半潜型船舶を除き、具体的な残存復原性要件は定められていなかったが、今回の改正において、甲板昇降型船舶に対する残存復原性要件が規定されたことから、当該要件を規則 P 編 4.4.1-2 に規定した。これにより、甲板昇降型船舶は、損傷後の平衡状態から少なくとも 10° 傾斜した状態においても正の復原力を有していることが求められる。

5 章 水密隔壁及び閉鎖装置

- (1) 水密区画 (2009 MODU コード 3.6.1)

水密区画内の開口の数を必要最小限としなければならない旨明記するとともに水密甲板及び隔壁に貫通部を設ける場合、区画の水密性を保つための措置を講じなければならない旨規則 P 編 5.1.2-5 に規定した。

- (2) 水密戸 (2009 MODU コード 3.6.3)

区画の水密性を保持する観点から、水密戸は隔壁甲板又は乾甲板までの水高による圧力に対して、十分な強度及び水密性を有する必要があることから、水密戸に対する水圧試験に関する要件を規則 P 編 5.2 に規定した。

- (3) 稼働中に使用される内部開口 (2009 MODU コード 3.6.5.1 及び 3.6.5.3)

戸に対しては、従前より、制御場所から遠隔操作できるものとする、両側から操作することができるものとする等々の要件が規定されていたが、今回の改正により、戸に加えて、倉口蓋についても適用することとなった。また、戸については、閉鎖機構に音響警

報装置を備えること等の要件が追加された。(規則 P 編 5.2.2 (1) 及び (2))

(4) 浮上状態において常に閉鎖される開口 (2009 MODU コード 3.6.5.2)

甲板昇降型船舶のすべての戸及び倉口蓋並びに半潜型船舶、船型及びバージ型船舶の最も深い喫水線より上方の戸にあっては、速やかに開閉可能なものとして差し支えないが、戸の設置場所及び制御場所には戸の開閉状態を知らせるための警報装置 (例えば、ランプ) を設けなければならない旨規則 P 編 5.2.4 (4) に規定した。なお、ここでいう速やかに開閉可能な戸とは、例えば、単一の動作で締付装置の開閉を行うことができるハンドルを備えたもの等が考えられる。

7 章 船体強度

ヘリコプタ甲板

今回の MODU コードの改正により、ヘリコプタ施設に関する要件が追加された。このため、16 章ヘリコプタ施設として新たに章を設けることとし、7 章に規定されていたヘリコプタ甲板に用いる構造部材の寸法に関する規定を 16 章に移設した。

8 章 満載喫水線等

(1) 人員乗船時の曳航 (2009 MODU コード 3.7.18)

国際満載喫水線条約第 27 規則 (14) には、推進装置を有しない船舶であって、人員が乗船していない船舶に対しては、第 39 規則 (最小の船首高さ及び予備浮力) は適用しない旨規定されている。船舶に人員を乗船させて曳航する場合、第 39 規則を適用する必要があるが、甲板昇降型船舶にあっては、当該要件を満足することが難しい場合があることから、MODU コードには免除規定が定められており、当該免除規定に基づいて、人員を乗船させて曳航する場合の船首高さ及び予備浮力については、本会の適当と認めるところによる旨規則 P 編 8.2.2-3. に規定した。

(2) 甲板昇降型船舶の支持構造物 (2009 MODU コード 3.7.19)

甲板昇降型船舶にあっては、乾舷計算を行う上で、大型マット又は浮上状態で浮力を生ずる類似の支持構造物等について考慮してはならない旨規則 P 編 8.2.2-4. に規定した。

(3) 半潜型船舶の風雨密性 (2009 MODU コード 3.7.22)

半潜型船舶の開閉された甲板構造の水密性は本会の適当と認めるところによる旨規定していたが、MODU コードの要件に基づき、風雨密としなければならない旨規則 P 編 8.2.3.3. に明記した。

9 章 船体機装

(1) 特殊な船体機装 (2009 MODU コード 12.5)

掘削やぐらの各滑車の定格荷重をオペレーションマニュアルに記載するよう規則 P 編 9.4.2-2. (2) に規定した。

(2) 曳航設備 (2009 MODU コード 2.8)

MODU コードに曳航設備に関する要件が新設されたことに合わせ、当該要件を規則 P 編 9.5 に規定した。

(3) 点検設備 (2009 MODU コード 2.2)

2009 MODU コードに点検設備に関する要件が新設されたことに合わせ、当該要件を規則 P 編 9.6 に規定した。

(4) バラストタンクの塗装 (2009 MODU コード 2.12.1)

海水バラストタンクの塗装は、IMO 塗装性能基準 (決議 MSC.215 (82)) に従ったものとするよう規則 P 編 9.7 に規定した。

10 章 位置保持設備

アンカー係留機器 (2009 MODU コード 4.12.12)

有人の制御場所には、各々のウインドラスにおける係留ラインの張力及び風速と風向を表示するだけでなく、当該データを自動的に記録できる装置を備えるよう規則 P 編 10.3.3-3. に規定した。

11 章 機関

(1) バラスト管装置 (2009 MODU コード 4.10.10)

中央バラスト制御室に備えられる制御装置、指示装置及び表示装置は、異常状態を検知した際に可視可聴警報を発するものとするよう規則 P 編 11.1.9-8. に規定した。

(2) 甲板昇降装置 (2009 MODU コード 4.14)

中央甲板昇降制御室には、甲板昇降装置に過負荷及び異常が発生した際に可視可聴警報を発すること並びに傾斜、消費電力等及びブレーキの開放状態の表示装置を備える旨規則 P 編 11.1.14-7. に規定するとともに、当該制御室と各脚との間に通信装置を設けなければならない旨同-8. に規定した。

(3) 補機及び管機装 (2009 MODU コード 4.11.3)

非金属製伸縮継手が船側を貫通している配管に使用されている場合であって、貫通部及び非金属製伸縮継手の両方が満載喫水線より下方に位置する場合、当該継手は船底検査の一部として検査が実施されなければならない旨規則 P 編 11.2.2-3. に規定した。

12 章 電気設備

(1) 主電源設備及び照明設備

主電源が船舶の推進及び操舵に必要な場合及び電力が推進の復帰に必要な場合の主電源に関する要件について、規則 P 編 12.2.3-1. 及び 2. に規定した。また、検査要領 H 編 H3.2.1-5. を参考に具体的な要件を検査要領 P 編 P12.2.3 に規定した。

(2) 非常電気設備

代替動力源に関する要件として、非常発電機から給電されるように設計された操舵装置への給電時間を規則 P 編 12.2.4 (10) に規定した。

13 章 危険場所の機関及び電気設備

- (1) 危険場所 (2009 MODU コード 6.2)
規則 P 編 13.1.3-1. に規定される海底資源掘削船の危険場所の定義を改めた。
- (2) 通風状態 (2009 MODU コード 6.4.1 及び 6.4.4)
規則 P 編 13.2.1-4. に危険場所を通過する吸気用ダクトの要件を追記した。また、掘削泥の処理を行う危険場所は、少なくとも毎時 12 回の換気を行う旨規則 P 編 13.2.1-5. (7) に規定した。
- (3) 危険場所の電気設備
規則 P 編 13.4.2-1. に各々の危険場所で使用可能な電気設備を追加規定した。また、同-2. に設置する区画におけるガス及び蒸気の発火温度に対する使用可能な電気機器の温度等級、同-3. に電力ケーブルの要件、同-4. にガス及び蒸気グループに対する使用可能な電気機器グループについてそれぞれ規定した。

14 章 防火構造及び脱出設備

MODU コード 9 章には、防火構造、脱出設備及び消火設備の要件を定めた SOLAS 条約 II-2 章を参考に定められた要件が規定されている。規則 P 編 14 章には、MODU コード 9 章の規定のうち、防火構造及び脱出設備に関する要件を取入れた。

- (1) 防火構造
熱の伝達の防止に関する要件、自己閉鎖型の戸の要件、危険場所から隔離すべき場所及び「A」級仕切りの連続性に関する要件を新たに規則 P 編 14.2.2 に規定し、1 次甲板床張及び仕上げ材の要件、通風装置の配置に関する要件、通風用ダクト及び排気用ダクトに関する要件及びヘリコプタ甲板の材料及び構造に関する要件を改めた。なお、可燃性材料に要求される発熱量の計測については ISO1716:2002 によるよう検査要領 P 編 P14.2.2 に規定した。
- (2) 脱出設備
規則 P 編 14.2.3 に規定される脱出設備に関する要件を改め、次の (a) から (d) に関する要件等を規定した。
 - (a) 脱出設備用の照明の設置義務
 - (b) 非常脱出用呼吸具の設置義務及び性能要件
 - (c) 脱出設備として用いられる階段及び通路の性能要件
 - (d) 防火構造及び脱出設備に関する操作準備及び保守に関する要件

15 章 消火設備

規則 P 編 15 章には 2009 MODU コード 9 章に規定される消火設備の要件を取入れた。

- (1) 消火ホース
消火ホースの長さに関する要件を規則 P 編 15.2.3-11. に規定した。
- (2) 機関区域及び火災を使用する場所における消火設備
固定式消火装置が設置されない場所に設置される消火

装置については、本会が適当と認めるところによる旨規則 P 編 15.2.5-3. に規定した。

- (3) 居住区域、業務区域及び作業区域の消火設備
持運び式消火器の配置に関する要件を規則 P 編 15.2.6-1. に規定した。また、原則として、表 P15.2 に従って主電源の制御装置、クレーン、掘削用甲板、ヘリコプタ甲板、A 類機関区域、主制御設備並びにマッドピット及び泥水処理を行う場所には、持運び式消火器を配置するよう規則 P 編 15.2.6-2. に規定した。
- (4) 消防員装具
規則 P 編 15.2.8-1. において、消防員装具 1 組に酸素及び可燃性ガス検知器を備えるよう改めるとともに、同-2. において、消防員装具の空気シリンダー用の再充填装置に関する要件を規定した。また、同-3. において、消防員装具の配置の要件を改めた。
- (5) 火災探知警報装置
定期的に無人の状態におかれる機関区域等の人員が継続的に配置されない区域に固定式火災探知警報装置を設置するよう規則 P 編 15.2.10-3. に規定した。
- (6) ガス検知警報装置
これまで要求されていた可燃性ガス検知警報装置及び 2 つ以上の持運び式可燃性ガス検知器に加え、硫化水素検知警報装置を設置するとともに硫化水素用の持運び式ガス検知器を 2 つ以上備えるよう規則 P 編 15.2.11 に規定した。また、硫化水素検知警報装置は、警報に対して 2 分以内に応答がない場合に、ヘリコプタ甲板上のステータスライトを自動的に作動させるものとするよう規定した。
- (7) ヘリコプタ施設に対する防災設備
ヘリコプタ甲板の構造の火災に対する健全性、ヘリコプタ甲板用の消火装置の設備、設備される消火装置の要件、ヘリコプタ施設が給油施設を有する場合の要件等を規則 P 編 15.2.13 に規定した。
- (8) 火災制御図
R 編 15.2.2 に規定される火災制御図を備えるよう規則 P 編 15.2.15 に規定した。
- (9) 操作準備及び保守
火災安全に関する装置等の操作準備及び保守に関する要件を規則 P 編 15.2.16 に規定した。

16 章 ヘリコプタ施設

- (1) 免除規定 (2009 MODU コード 13.7)
ヘリコプタ施設に用いる標示及び視認機器等については、本章の要件を免除することがある旨規則 P 編 16.2 に規定した。
- (2) ヘリコプタ甲板 (2009 MODU コード 13.3)
 - (a) 一般
ヘリコプタ甲板は滑り止め加工を施すとともに地面効果を生じさせることができるようにしなければならない

い旨規則 P 編 16.3.1 に規定した。また、「地面効果」の説明を、検査要領に明記した。

(b) 構造

ヘリコプタ甲板の構造は、使用するヘリコプタの型式、風況、乱流、海象、水温及び氷況を考慮しなければならない旨 16.3.2 に規定するとともに、ヘリコプタ甲板周辺の配置等に関する要件を規定した。また、船舶の稼動を想定している海域が穏やかな海域である場合の緩和規定が MODU コードに規定されていることから、当該要件を規則 P 編 16.3.3 に規定した。なお、ヘリコプタ甲板の構造等については ICAO の基準を参照する旨検査要領に規定した。

(3) 設備及び装置

ヘリコプタ甲板に埋め込み式のヘリコプタ固縛用装置及び人員の落下を防止するための安全ネットを備えるよう規則 P 編 16.4 に規定した。

(4) 視認機器及び標示

本船へ着陸するヘリコプタ及びヘリコプタ操縦士の安全を確保するための次の視認機器、標示及び照明等に関する要件を規則 P 編 16.5 に規定した。

(a) 視認機器

ヘリコプタ甲板の着陸／浮上区域上の風況を指示するために、風向指示器を設置するよう規則 P 編 16.5.1 に規定した。

(b) 標示

ヘリコプタ甲板に、着陸／浮上区域視認標示、着陸／位置調整標円、ヘリポート識別標示、無障害物セクターの標示、D 値の標示、最大許容荷重標示及び船舶識別標示を標示するよう規定した。

(c) 照明等

着陸／浮上区域の外周用照明、ヘリコプタ甲板用の投光照明、障害物の標示及び照明、ステータスライトをヘリコプタ甲板に設置するよう規定した。なお、特定の型式のヘリコプタの場合の D 値の標示の取扱いについては、検査要領 P 編 P16.5.6 に規定した。

(5) 動揺検知装置

2009 MODU コード 13.6 において、船型及びバージ型の船舶の場合にあっては、動揺に関する情報を本船へ着陸するヘリコプタの操縦士へ伝えるために、船舶の動揺を測定又は計測可能な動揺検知装置を備えるとともに、ヘリコプタには、本船の動揺の情報を示すディスプレイを配置するよう規定されている。同規定に基づき、規則 P 編 16.6 において、船型及びバージ型の船舶には、上記動揺検知装置を備えるよう規定した。

3.15 17 章 作業に関する規定

MODU コード 14 章に基づき、新たに 17 章として作業に関する規定を加えた。

(1) オペレーションマニュアル

(a) 一般 (2009 MODU コード 14.1.1, 14.1.5 及び 14.1.6)

通常及び非常時における作業要領等を含むオペレーションマニュアルを船上に備えなければならない旨規則 P 編 17.1.1 に規定した。

(b) 作業要件

原則として、運航に関する要件を船級要件とすることはしないが、作業要件として、船舶の管理者等が遵守すべき事項について規則 P 編 17.2 に規定した。

(2) 記録 (2009 MODU コード 14.14)

救命設備の検査、操練及び訓練の記録を含む航海日誌又は掘削記録を船上に備えなければならない旨規則 P 編 17.3 に規定した。

4. 鋼船規則 B 編の改正内容

主な改正内容は以下のとおり。

4.1 船上に保持すべき図面等

海底資源掘削船の建造に用いた材料の詳細等を記載したコンストラクションポートフォリオをはじめ、鋼船規則 P 編の適用を受けた船舶が船上に備えなければならない図面等を規則 B 編 12.2.5 に規定した。

4.2 復原性資料

これまで、規則 P 編の適用を受ける船舶は、復原性資料を船上に保管する旨規定されていた。今回の改正により、海底資源掘削船にあっては、復原性資料を船上に備えるだけでなく、復原性試験の結果をオペレーションマニュアルへ記載することとなり、その旨規則 B 編 12.2.6 に規定した。

4.3 軽荷重量査定試験

半潜水型船舶では、排水量の変化を定期的に確認し、復原性への影響を適切に把握するために定期検査時に軽荷重量査定試験を行うことが求められている。今回の MODU コード改正では、新造後の最初の定期検査及び 2 回目以降の定期検査に分けて要件が規定された。また、従前の要件では、試験の結果、軽荷排水量と実際の排水量の差が 1% を超えた場合、傾斜試験を行うことが求められていたが、半潜水型船舶のような長期間洋上に係留されたままの船舶では、洋上で傾斜試験を実施することは難しい。今回の改正では、試験結果に基づいて深さ方向の重心位置を補正し、計算によって復原性を検討することで対応可能となるため、合理的な要件となった。

5. 安全設備規則改正の内容

海底資源掘削船に施設される救命設備については、2009 MODU コード 10 章の規定にも適合しなければならない旨 1 編 1.1.1-8 に規定した。

6. 通信設備規則改正の内容

海底資源掘削船に施設される通信設備については、2009 MODU コード 11 章の規定にも適合しなければならない旨 1 章 1.1.1-3. に規定した。

7. 居住衛生設備規則改正の内容

海底資源掘削船に設置するエレベーターについては、

2009 MODU コード 12.3 の規定にも適合しなければならない旨 3 編 4 章 4.1.7-3. に規定した。

8. 揚貨設備規則改正の内容

日本籍の海底資源掘削船にあつては 2009 MODU コード 第 12 章 12.1, 12.2 及び 12.4 の規定、外国籍の海底資源掘削船にあつては 2009 MODU コード 12.1 から 12.4 の規定にも適合しなければならない旨 1 章 1.1.1-3. に規定した。

17. 鋼船規則 B 編及び Q 編並びに関連検査要領における改正点の解説 (鋼製はしけに対する適用規則の見直し)

1. はじめに

2011 年 6 月 30 日付一部改正により改正されている鋼船規則 B 編及び Q 編並びに関連検査要領中、鋼製はしけに対する適用規則の見直しに関する事項について、その内容を解説する。これらの改正はすべて外国籍船舶用に対するものである。なお、本改正は、2011 年 6 月 30 日から適用されている。

2. 改正の背景

本会は、SOLAS 条約の改正及びそれに伴う国内法の改正に基づき、IMO 塗装性能基準及び乗降設備に関する要件を、本会規則に取込んでいる。

鋼製はしけにあつては、SOLAS 条約の要件は適用されないが、国内法において上記要件が適用されていることから、本会規則では日本籍の鋼製はしけについて上記要件を

適用している。また、外国籍の鋼製はしけについても、国内法を準用し、上記要件を適用していた。

今般、外国籍の鋼製はしけについては、SOLAS 条約の適用どおり IMO 塗装性能基準及び乗降設備に関する要件の対象外となるよう関連規定を改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) 鋼船規則 Q 編 2.1.6 において、鋼製はしけに対しては、IMO 塗装性能基準は適用されない旨規定した。
- (2) 鋼船規則 Q 編 18.1.1-2. において、鋼製はしけに対しては、乗降設備の設置に関する要件は適用されない旨規定した。
- (3) 鋼船規則 B 編 10.6.2 並びに鋼船規則検査要領 B10.4.2, B10.5.2 及び B10.6.2 において、鋼製はしけに対する乗降設備の検査要件を改めた。

18. 鋼船規則検査要領 B 編における改正点の解説 (乗降設備の現状検査)

1. はじめに

2011 年 6 月 30 日付一部改正により改正されている鋼船規則検査要領 B 編中、乗降設備の現状検査に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2011 年 6 月 30 日以降に申込みのある船舶の検査に適用されている。

2. 改正の背景

乗降設備に関して、本会は、SOLAS 条約第 II-1 章第 3-9 規則及び MSC.1/Circ.1331 に基づき関連規定を定め、年次及び中間検査時には現状検査を、定期検査時には現状検査及び効力試験を実施している。

この現状検査に関して、船側はしご及びギャングウェイにあつては、詳細な検査により現状を確認することが MSC.1/Circ.1331 で要求されていることから、MSC.1/Circ.1331 と整合を諮るべく関連規定を改めた。